

訪問看護医療情報連携加算について

更新日: 2026年 6月

2026年診療報酬改定に伴い、当ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師がICTを用いた医療情報連携の推進を行い、質の高い医療を提供します。

これにより当ステーションでは令和8年6月1日より訪問看護医療情報連携加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療情報連携加算 1,000円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 加算の目的

訪問看護におけるICTを用いた医療情報連携の推進

2. 加算を取得するための施設基準

利用者の診療情報等について連携機関とICTを用いて共有し、常に確認できる体制を有し、以下の要件を満たすこと。

- ・記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- ・診療情報等の共有は、利用者、その家族又は連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- ・参加者の範囲が随時設定可能であること。
- ・参加者が診療情報等を常時閲覧・取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示されるICTを用いること。
- ・参加者が常時必要な診療情報等を共有できること。
- ・一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNSを利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベートSNSに係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考とすること。
- ・連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が5以上であること。
連携機関：調布在宅クリニック、ゆみのハートクリニック三鷹、飛田給プライマリクリニック、うえまつクリニック、調布市内の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、薬局 等
- ・ICTを用いた連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示し、掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

3. 加算内容

- (1) 医療関係職種等により記録された利用者の医療・ケアに関わる情報を取得及び活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うこと及び看護師等が指定訪問看護を行った際の診療情報等について記録し、医療関係職種等に共有することについて、利用者からの同意を得ていること。
- (2) 以下の情報について記録すること
 - ・ 次回の訪問看護の予定日及び当該利用者の訪問看護計画の変更の有無（必要に応じて）
 - ・ 当該利用者の訪問看護計画の変更の概要（変更の有無を記録する場合）
 - ・ 利用者のケアを行う際の留意点（共有することが必要と判断した場合）
 - ・ 利用者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針についての希望（利用者又はその家族等から取得した場合）
- (3) 訪問看護を行う場合に、過去 90 日以内に記録された利用者の医療・ケアに関する情報（特別の関係にある保険医療機関等が記録した情報を除く。）を ICT を用いて取得した情報が 1 つ以上であること。

4. 個人情報の取り扱いについて

一般社団法人保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会が公表している「医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項」におけるプライベート SNS に係る事項、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

5. 対象者

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）をご利用されている方が対象です。